

平和元年第3回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月4日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深 水 滋 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	玉 井 喜 廣
教 育 長	中 村 正 一	会 計 管 理 者	泉 原 功
総 務 課 長	二本松 正 広	政 策 推 進 課 長	岡 本 隆 司
観 光 未 来 創 造 課 長	竹 内 正	税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次
環 境 安 全 課 長	木 下 忠 幸	福 祉 課 長	佐 野 明 子
保 健 医 療 課 長	山 口 勉	建 設 水 道 課 長	飛 永 浩 志
農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩	パ レ ア 文 化 課 長	藤 本 斉
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 宅 宗 左

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1号 平成30年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第 2号 平成30年度若狭町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第 5 報告第 3号 平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計予算繰越明
許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 4号 平成30年度若狭町水道事業会計予算繰越計算書の報告
について
- 日程第 7 報告第 5号 平成30年度若狭町工業用水道事業会計予算繰越計算書
の報告について
- 日程第 8 報告第 6号 株式会社エコファームみかたの経営状況の報告について
- 日程第 9 議案第35号 若狭町営バス運行管理条例の一部改正について
- 日程第10 議案第36号 若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第37号 若狭町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第12 議案第38号 令和元年度若狭町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 請願第 3号 日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める
意見書の提出に関する請願

(午前 9時14分 開会)

○議長（島津秀樹君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました令和元年第3回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを心より御礼を申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、平成30年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告のほか、条例の一部改正及び制定、令和元年度一般会計の補正予算が主なものであります。議員各位には、慎重な御審議をお願いするものであります。

また、温暖化対策の一環でありますクールビズにつきましては、9月末まで取り組みますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位には、健康に十分に留意され、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、14名です。定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和元年第3回若狭町議会定例会を開会いたします。

町長より、発言を求められておりますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆様、おはようございます。

本日、令和元年第3回若狭町議会定例会を召集させていただきましたところ、議員の皆様には極めてお忙しいところ、全員の御出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、町の特産であります福井梅でございますが、明日5日の初出荷セレモニーを皮切りに、いよいよ福井梅の剣先の出荷が始まります。今後は、主力品種であります紅映の出荷も始まってまいります。今週金曜日7日には、京都卸売市場へのトップセールスをさせていただきます。

さらに、今月13日には、福井梅の皇室献上として、秋篠宮家、三笠宮家、常陸宮家への献上も行わせていただくことになっております。今後も福井梅のPRに引き続き努めさせてまいりたいと考えております。

先月18日、19日に開催をされました第28回若狭・三方五湖ツーデーマーチには、全国から4,093人の方々に御参加いただきました。非常に風の強い日で、テントが壊れるなどのアクシデントもありましたが、昨年の大会よりも125人多くの参加をいただき、無事に大会を終えることができました。

また、先日6月2日には、第15回わかさあじさいマラソン大会を開催させていただ

きました。町内外から1,433人の方々にエントリーをいただき、当町の豊かな自然環境の中でのレースを十分に満喫をいただきました。

また、6月9日でございますけれども、皇室献上の粟の播種の催し物が実施をされます。若狭町小原で在住でございます島津一字様の畑で、この式典を行うことになっております。

また、午後になりますけれども、35年という本当に長い歴史がございました県営河内川ダムの竣工式も行われます。それぞれ町民の皆様とともに、この竣工を喜びをさせていただきたいと考えております。今後は、この県営河内川ダムを生かしながら、町の活性化のために取り組んでまいり所存でございます。

県では、御存じのように、杉本達治知事が就任後初めての組織改革と人事異動がなされました。選挙公約に掲げた嶺南振興局の権限・機能の大幅強化に向け、局長判断で執行できる予算枠の新設を検討され、嶺南プロジェクト推進室を設けるなど、観光誘客などの促進を図るための体制づくりが始動をいたします。

若狭町におきましても、大きな追い風と捉え、貴重な歴史・文化、豊かな自然などの観光資源の磨き上げをしながら、一丸となって、「笑顔が満ちあふれる若狭町」をつくり上げていきたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、平成30年度若狭町一般会計、特別会計及び企業会計予算の繰越計算書の報告、平成30年度決算に伴います、エコファームみかたの経営状況の報告、条例の一部改正及び制定について、そして、令和元年度一般会計補正予算について提案させていただきます。

議員の皆様には、十分御審議を賜り、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番、今井富雄君、8番、原田進男君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（島津秀樹君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、平成31年4月分の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 報告第1号から日程第8 報告第6号～

○議長（島津秀樹君）

日程第3、報告第1号「平成30年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」から日程第8、報告第6号「株式会社エコファームみかたの経営状況の報告について」までの6件の報告を求めます。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、報告第1号から報告第6号までの6件につきまして、報告を申し上げます。

まず、報告第1号から報告第6号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。

報告第1号「平成30年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」は、農林水産業費における農地等高度利用促進事業、商工費における三方五湖に浮かぶ天空テラス整備事業、土木費における除雪機械購入事業、教育費における学校空調整備事業など19件で、3億2,913万8,000円となっております。

報告第2号「平成30年度若狭町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」は、簡易水道事業の水道アセットマネジメント計画の策定業務として、繰越額を268万5,000円としております。

報告第3号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」は、公共下水道事業の経営戦略策定業務として、繰越額を950万4,000円としております。

次に、報告第4号及び第5号につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。

報告第4号「平成30年度若狭町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」は、水道事業の水道アセットマネジメント計画の策定業務及び県営河内川ダム建設に伴う負担金として、繰越額を351万2,000円としております。

報告第5号「平成30年度若狭町工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について」は、県営河内川ダム建設に伴う負担金として、繰越額を81万円としております。

次に、報告第6号「株式会社エコファームみかたの経営状況の報告について」であります。本件は、若狭町が出資しております、第三セクター「株式会社エコファームみかた」の第19期の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告申し上げるものであります。

以上、6件につきまして、報告とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

以上で報告は終わりました。

～日程第9 議案第35号から日程第11 議案第37号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第9、議案第35号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」から日程第11、議案第37号「若狭町森林環境譲与税基金条例の制定について」までの3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第35号から議案第37号の3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第35号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」であります。本案は、若狭町営バス運行における運賃割引の適用範囲を広げるため、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第36号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。本案は、放課後児童健全育成事業の設

備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第37号「若狭町の森林環境譲与税基金条例の制定について」であります。が、本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境譲与税が法に定められた用途どおりに執行でき、実績についても、わかりやすく公表できるよう基金を設置するため、条例を制定する必要があるため、この案を提出するものであります。

以上、3議案につきまして説明申し上げました。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号から議案第37号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております3議案については、各常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第12 議案第38号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第12、議案第38号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第38号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,887万3,000円を追加し、予算総額を95億721万3,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費では、地域活性化事業で480万円の増額、民生費では、プレミアム商品券事業で1,880万3,000円の増額、農林水産業費では、果樹・園芸産地振興事業で1,023万6,000円の増額、経営体育成支援事業で522万円の増額、森林経営管理制度事業で522万2,000円の増額などとなっております。

歳入につきましては、地方譲与税で522万2,000円の増額、国庫支出金で2,072万5,000円の増額、県支出金で1,712万6,000円の増額などとなっております。

以上、説明を申し上げましたが、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第13 請願第3号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第13、請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願」を議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、総務産

業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

お諮りします。議案審査のため、あす5日から9日までの5日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって、あす5日から9日までの5日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午前 9時34分 散会)